



広島戦後の記録 1945-1970

—復興から高度経済成長へ 広島県行政文書の紹介—



広島県立文書館

Hiroshima Prefectural Archives

はじめに

広島県立文書館は、広島県庁で作成される膨大な量の行政文書のうち、廃棄予定の文書から、毎年一部を選別して収集しています。そして選別後三〇年が経過した行政文書をもう一度ふるいにかけます。この二度にわたる選別作業で残された行政文書は、永久保存史料（アーカイブズ）として文書館で保存されることとなります。

広島県は行政文書の選別を一九六五（昭和四〇）年度から始めました。全国でもこの時期の事例は少ないといわれます。現在四万点以上の行政文書を所蔵しています。

今回の展示は行政文書を利用して被爆・復興から高度成長期の広島をあとづけました。

戦前の広島県は軍需産業に依存し、耕地も狭かったため、被爆・震災により、食糧・産業において厳しい状況に置かれました。戦災都市の復興も困難でした。その間、連合軍の間接統治のもとで民主化の諸改革が行われました。その一端を、この時期の行政文書を活用して、紹介していきます。ただし、被爆後から復興期の行政文書は選別収集の導入以前のため、その多くが廃棄されていました。

戦後広島県の転機は大原知事の「生産県構想」でした。一九五二（昭和二七）年以降、それまでの消費県から生産県を目指し、臨海工業地帯を造成して高度経済成長を遂げていきます。

一九七〇（昭和四五）年の時点、広島県は輸送用機械・化学・鉄鋼など重厚長大型の産業が定着し、中四国・九州で最も工業化の進んだ県の一つとなります。一方で公害、過疎過密など深刻な問題が起きました。

この間の行政文書は、選別により廃棄を免かれ数多く残されました。時代を検証する記録として貴重な情報といえます。

広島県行政文書という記録史料群は、県民共有の記録遺産として、後世に受け継ぎ、活用されていくことが望まれます。

一 庁舎・文書の疎開

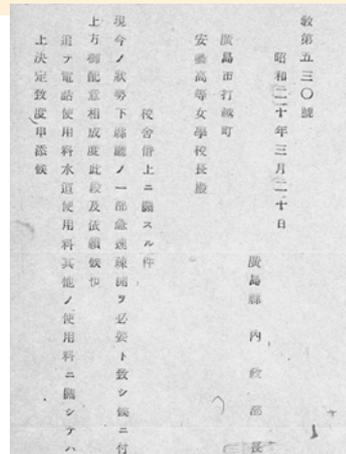
戦前期行政文書は一部疎開で救出された。

一九四四（昭和一九）年五月、新任の松村光磨知事は、県庁舎の疎開を熱心に計画した。重要地点の広島がいざ空襲を受けた場合は「各地二見ラレザル激甚ナルモノ」と想定され、最も建物人家の集中する水主町県庁付近は、建物の相当部分と、中島小学校と県病院、警察部官舎等も併せて疎開となり、元安川、本川水面を合わせ約七万坪の空地が作られた。

結果、一九四五（昭和二〇）年三月から四月にかけて、兵事教学課と国民動員課（警察部）の一部は尾長町の県立盲学校へ、土木部各課（道路・砂防・河港・建築・経理・都市計画）は本川国民学校へ、農務課畜産係・耕地課・調査課の一部は広島市打越町の安芸高等女学校（以下「安芸高女」という。）へと疎開する。その他、衛生課の一部は袋町国民学校、保険課は産業奨励館、会計課の一部は広島商工会議所、警察部の一部は耐火建築物の広島市役所一階及び地階へと移った。県の重要文書については「空襲罹災者用に印刷した罹災証明書」二〇万枚を市内国民学校校庭東南すみの砂場に埋め、人事関係の文書は県庁奉安庫横の土中に埋めた。県庁構内と隣接する興楽園には防空壕が掘られ、一部書類も納められた。県庁各課では空襲時には「非常持出」と



校舎借上二関スル件
現今ノ情勢下県庁ノ一部急速疎開ヲ必要ト致シ候ニ付
貴校一部借上ノ御配慮相成度此段及依頼候也



原爆投下直前の県庁水主町の県庁は原爆で門柱を残して全焼した。

校舎借上二関スル件
通達
1945（昭和20）年3月20日広島県内政部長から県庁の緊急疎

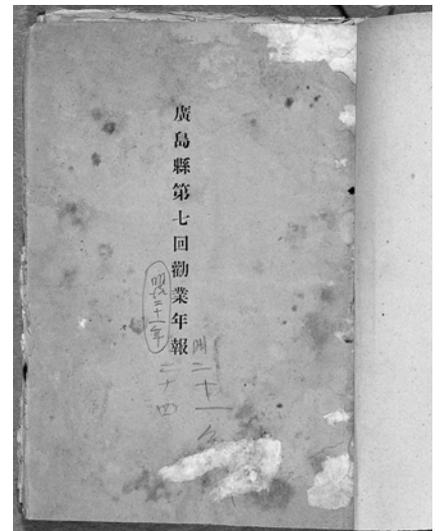
朱書きされた重要書類を持出すことになっていた。
疎開先の安芸高女は原爆で倒壊したものの焼けなかったため、耕地課等の公文書や諸台帳は八月九日か一〇日頃、出先機関の救援隊が掘り出して整理したという（榎野俊春耕地課員手記）。その他人事課が土中に埋め戦災を逃れた戦前の人事記録は、戦後も大切に残され続けた。

時代の証言—統計資料の焼却命令に抗して—

調査課のもつ膨大な統計資料は終戦間近な時点で、軍から焼却通知を受けたが、後の統計課長大山寅正は疎開先の安芸高女校庭の防空壕に隠し、貴重な県関係の統計書を焼けなかった。敗戦後の9月17日、枕崎台風で統計資料が泥水にまみれて流出したが、校庭の木柵に引っかかり職員が素早く回収した。その泥だらけの水に浸った統計資料を大山課長は、東洋工業、霞町の県庁へと大切に持ちつづけ、その統計資料の泥落としを私に命じた。昭和23年から3年間、大変な作業でした。（石国直治、当時統計課）



戦前期の安芸高等女学校校舎と校庭（打越町）。1945（昭和20）年3月、校舎の4教室に県庁が移転してきたが原爆で倒壊した。広い校庭には大阪府下高槻の高射砲隊が6門を構えていた（5門は木製）。南には旧山手川が流れ枕崎台風で氾濫した。のち比治山旧船舶通信隊跡地に移転したが、7年後廃校となる。現在安芸幼稚園。



焼却と水害をのがれた「広島県第7回勸業年報」1888（明治21）年 泥の跡がわかる。

二 被爆後の広島県行政

一九四五（昭和二〇）年八月六日の原爆投下により、水主町の県庁庁舎は全壊、職員一一〇七名の内八百余名が死亡した。

防空本部候補地の比治山多聞院に福山から帰った高野源進知事や石原警察部長らが入り、同所を仮広島県防空本部（仮県庁）とした。

すでに「原子爆弾ナリト断定セルモ」、種々の影響を考え、「特殊爆弾投下」との電報を旧安佐郡原村の広島放送局中継所を通じて同日内務省に打電している（石原手記）。各警察署や地方機関への指令は徒歩で果した。また救護や救援隊の出動を周辺の駅や警察署から各地へ電話で指令した。近県に対しても医薬品・食糧等の応援を周辺町村から要請した。

翌七日前には、数日前に急きよ東警察署とした旧芸備銀行下柳町支店へ防空本部（仮県庁）を移した。ここで「知事告諭」が出された。また、県下三三三班の救護班、岡山など他県の救護班の来着により、本格的に救護所を開設した。

また、日銀広島支店と芸備銀行に対し、罹災者への金融対策を要請し、翌八日から「払戻し」を可能にした。

八日には知事発「空襲被害状況等二関スル件」が出され、同日、自転車で来た地方機関職員の応援を得て、罹災証明書発行や県庁跡の遺体処理が行われた。

八月二〇日には被害の少なかった向洋の東洋工業本館に県庁が移った。三階講堂には各課同居で事務が行われた。この翌日「八月六日広島市空襲被害並二対策措置二関スル件（詳報）」が知事名で出された。このなかでは原爆は「ウラジニウム原子爆弾」と表記されている。

県庁はその後、一九四六（昭和二二）年七月に霞町の旧広島陸軍兵器補給廠跡の倉庫へ移転した。八棟に分かれて渡り廊下もなく不便を極めた。

一九五三（昭和二八）年、基町旧広島西練兵場跡地への新庁舎建築が決定し、翌年から二年をかけて工事が行われ、一九五六（昭和三一）年四月一九日落成式が行われた。厳しい県財政のなかで、県費、県債、寄付金で工費をまかない、職員は三〇ヶ月給料の〇・五%を寄付した。デルタ層で地盤が悪いため、浮遊工法という杭打ちなしの独自工法で建てられた新庁舎は、全国的に注目された。

時代の証言—高野源進知事のこと—

忘れもしないが被爆後の8月30日、中国軍管区司令部の慰霊祭に参列された帰途初めて高野さんは中町の官舎の国泰寺の東側焼け跡に立ち寄られ、奥様のご遺がいを探されたがついに見当たらず、焼けうせた時計や勲章のつり金具を見て「この辺が居間だったかなあー」とただ一言。そばにいた私は胸刺さる思いをしたことを思い出す。（竹内喜三郎、原爆直後に人事課長となる。高野知事は不眠不休で執務し、庁舎移転後初めて妻を捜索した。）



東警察署 旧芸備銀行下柳町支店。8月7日から20日まで仮県庁。市内官公署で半壊は宇品及び東警察署のみ。

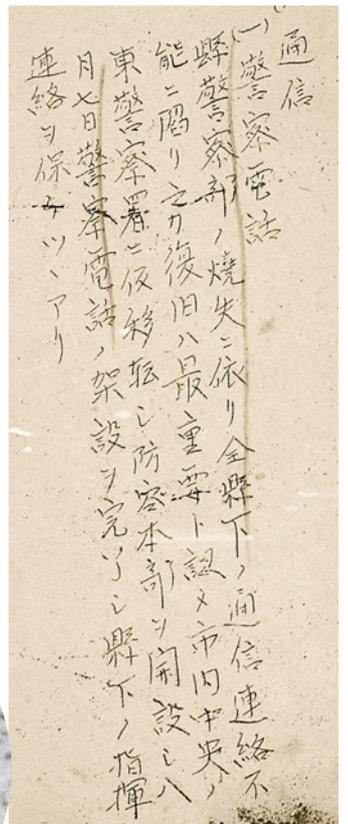


霞町旧広島陸軍兵器補給廠倉庫 1946（昭和21）年6月20日から1956年4月21日まで県庁が置かれた。

今次ノ災害ハ惨悪極マル空襲ニヨリ吾國民戦意ノ破碎ヲ圖ラントスルノ謀略ニ基クモノナリ、広島縣民諸君ヨ、被害ハ大ナリト雖モ之戦争ノ常ナリ、断ジテ怯ムコトナク救護復旧ノ措置ハ既ニ着々ト講ゼラレツ



高野源進知事と「知事告諭」1945（昭和20）年8月7日。10月11日高野知事は警視總監として転出。



8月8日空襲被害状況等に関する広島県知事報告（第三報）8月7日に比治山多聞院から東警察署に防空本部（仮県庁）を移し、通信の復旧を最重要として警察電話架設を完了したことがわかる。

三 引揚げ・占領・復興

敗戦時、六六〇万人の海外在留邦人（軍人三五〇万人を含む）の引揚げは、主に全国に一四カ所置かれた引揚援護局（広島は宇品と大竹）を通じて行われた。広島県は移民県で引揚げ者も多く、引揚げ・復員者は一九四八（昭和二三）年までに二二十万人以上に達した。満州（中国東北部）からの引揚げは、ソ連参戦後の略奪暴行等で悲惨を極め、多数の残留孤児や残留婦人が生まれた。

引揚げ関係の行政文書は、広島県引揚同胞更生会作成の文書二三一冊、厚生課作成の引揚者住宅等に関する文書一三冊、援護課の中国未帰還者の調査に関する文書四冊等が残されている。引揚同胞更生会は、世話課及び援護課が事務を代行していた。引揚同胞更生会の文書は、引揚者在外実調査表や財産返還補償請求書等であり、失った資産の実態やその返還要求運動を知ることができる。

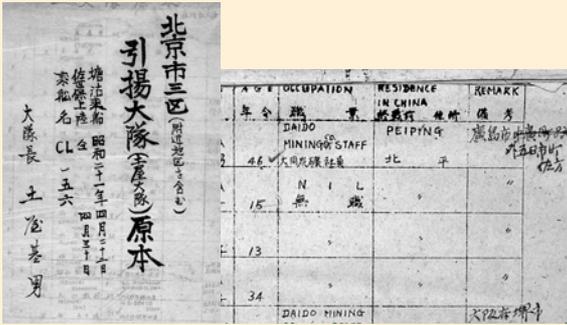
連合国軍の占領・進駐は、県民の不安を生じ、とくに女性への暴行が最も心配され、慰安所の開設や慰安女性の獲得が急がれた。しかし一九四五（昭和二〇）年一〇月六日以降、呉市広町、海田市、福山市、尾道市、大竹町と進駐はスムーズに進んだ。翌年二月には米軍と英連邦軍が全面的に交代した。

広島県は中国地方軍政部（第八軍直轄）と広島県軍政部による間接統治を受け、

そのもとで民主化の諸改革が行われた。

進駐軍の犯罪は日本の法律で裁けないため、多くの事故紛争が進駐軍兵士と民間人の間で起こった。また、サンフランシスコ講和条約発効後も日米行政協定に基づき米軍・国連軍として引続き駐留し、引揚時点の一九五六（昭和三一）年には、大量の労働者の失業問題が起こった。そのため国連軍引揚等対策本部事務局が県庁内に置かれた。

占領に関する行政文書は、受入れ担当の涉外課と労働者雇用担当の涉外労働課、及びその業務を引き継いだ外事課の文書が一三八冊残されている。また、呉、江田島、広の各進駐地に置かれた涉外労働管理事務所（文書が二二七冊残されている）の文書が、占領軍の事故見舞金に関する文書や占領軍撤退と離職対策に関する文書も含まれている。



北京引揚者名簿 土屋基男大隊1500名は、北京市第三区から引揚げ、塘沽（たんくう）乗船後7日をへて1946（昭和21）年4月30日佐世保に上陸した。



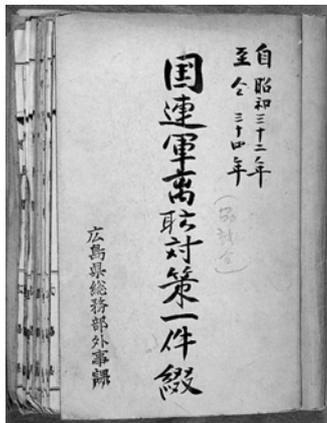
引揚者の消毒風景 1946（昭和21）年10月14日、コロ島から引揚げた陸軍159名在留邦人1046名が、荷物消毒と税関検査をされているところ（宇品引揚局大竹出張所）。



旧県庁庁舎6号館前の涉外課職員 1948（昭和23）年。涉外課は進駐軍受入れのため1945（昭和20）年10月6日に設置された。通訳要員、タイプライター専門職員の緊急募集で、広島2世が集まった。



国連軍兵士の不法行為報告 (1951 (昭和26)年5月15日) 西条町の事件を外務大臣宛報告した文書の写し。「進駐軍事故見舞金関係紙」。



● 万一暴行略奪等ノ事故ガ生ジタナラバ大声ヲ発シテ近所ニ救ヲ求メルトカ護身ノ為抵抗スルトカ等ノ自衛上必要ナ手段方法ヲ取ル事、特ニ婦女子ハ死ヲ以テ身ヲ守ル覚悟ガナケレバナラス。「ピストル」等デ脅ス様デアルガ単ナル威嚇デアルカラ少シモ恐レル必要ハナイ

● 高一本暴行略奪等ノ事故ガ生ジタナラバ大声ヲ発シテ近所ニ救ヲ求メルトカ護身ノ為抵抗スルトカ等ノ自衛上必要ナ手段方法ヲ取ル事、特ニ婦女子ハ死ヲ以テ身ヲ守ル覚悟ガナケレバナラス。「ピストル」等デ脅ス様デアルガ単ナル威嚇デアルカラ少シモ恐レル必要ハナイ

● 外國兵ノ不法行為ニ就テハ政府トシテ嚴重抗議ヲシ其ノ善處方法ヲ求メル事ニナ

連合軍進駐地付近住民ノ心得 1945（昭和20）年9月広島県警察部。広島県は横須賀、厚木の進駐状況を調査、とくに婦女子の注意が必要だと判断した。

◀「国連軍離職対策一件綴」 1957（昭和32）年。職業紹介だけでなく、撤退により返還されるための条件整備や企業誘致も対策として重要であった。

敗戦後、戦災都市復興のため、国は戦災復興院を設置し、特別都市計画法を制定して、委任を受けた知事や市町村長が事業を実施し、国が相当の補助をすることになった。広島県では、広島市、呉市、福山市が特別都市に指定され、県と三市協議のうえで、一九四六（昭和二十一年）一月、土地区画整理及び、街路計画、都市計画公園を決定した。県は広島市西部の土地区画整理事業と三市の幹線街路及び補助街路の一部を施行することになった。県が市の半分を施行した事例は全国にない。戦災区域が非常に広く、区画整理という事務手続きの煩雑な事業を緊急に行うために県と市で分割したとされる。

原爆のため県の土木部（本川国民学校に疎開）はほぼ全滅し、都市計画の図面がひけたのは、当時県都市計画課長で偶然生き残った竹重貞蔵のみであった。竹重は市の東西を結ぶ防災を目的とした広い道路、河岸に沿った緑地と道路の整備、中島町一帯の公園化を眼目としていた。

広島市復興都市計画は、広島県都市計画課の立案に対して、広島市の意見を広島市復興審議会（市長諮問機関）や市議会の復興対策委員会への諮問を通じて広島市復興局がとりまとめ、都市計画課の案に反映させた。

その後、県の都市計画課案が県知事から内閣総理大臣へ内申され、総理大臣から都市計画広島地方委員会に付議されて

審議され、原案どおり決定された。竹重は広島地方委員会の技師として都市計画案の説明を行った。下図は都市計画決定された街路網と公園配置図である。

竹重は一九四七（昭和二十二年）四月には愛知県都市計画課長へ転出する。わずかな時間で復興都市の骨格を作った。

その後、復興事業は一九四九（昭和二十四）年の「広島平和記念都市建設法」により進展する。西部地区は一九五九（昭和三四）年から二工区に分け、一つは都市改造事業と住宅地区改良事業を併せて実施した。

復興土地区画整理事業は、家屋の移転先を換地設計で取り決め、建物移転を経て換地処分という土地の権利関係の確定により終結する。西部東部地区とも換地処分は一九六九（昭和四四）年である。多くの立退きや移転があり、強制執行も行われた。犠牲の伴う大事業であった。

復興関係の行政文書は、土地区画整理事業に限れば、計画課及び都市計画課作成の文書六九冊がある。区画整理、換地、移転補償、土地評価等の行政文書である。

ありき、この区域は偶々原子爆弾の中心区域に当たって居るのでございまして、原子爆弾を記念すると申しますか、又は世界平和復興を記念する公園と致しましてそれに関連した施設を此処に行つて行きたいと考へる訳であります。

（中島公園について）この区域で偶々原子爆弾の中心区域に当たって居るのでございまして、原子爆弾を記念すると申しますか、又は世界平和復興を記念する公園と致しましてそれに関連した施設を此処に行つて行きたいと考へる訳であります。

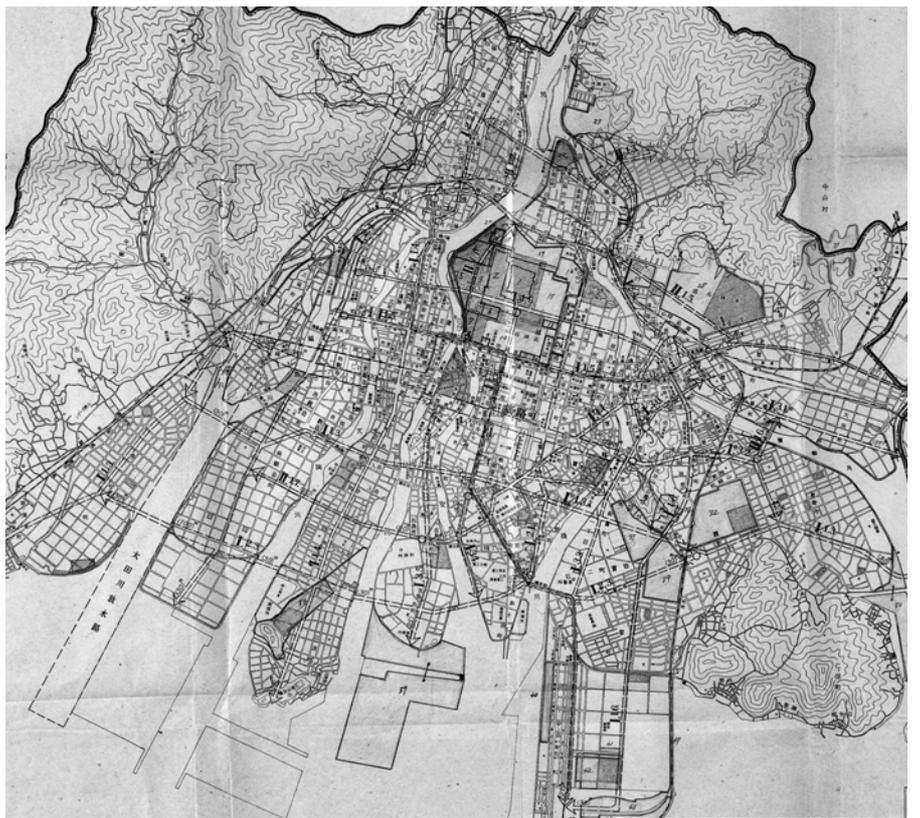
▲第40回都市計画広島地方委員会議事速記録 1946（昭和21）年10月19日竹重貞蔵の発言部分。

時代の証言—中島公園の計画—

世界平和復興を記念する公園として大規模の中島公園（現在の平和記念公園）を設けることとした。（中略）しかし、その北の部分は戦前は繁華街であったために地元から猛烈な反対意見が出され、都市計画広島地方委員会でも反対意見が述べられた。しかし、この部分を除くと記念公園としての価値が半減するように思われたので、私は原案を強行した。多くの人に犠牲を強いることになったが、世界の平和記念公園にふさわしい規模になったと思っている。

原爆の惨状を後世に伝えるものを考えていたが、広島県産業奨励館の壊れたドームがほとんど爆心地に当たることや、その外観から最適と思われたので、中島公園と一体として記念公園を考えることとした。当時、危険建造物整理事業というのがあって、本省から係官が来て査定して予算をつけていったが、そのなかにこのドームも含まれていた。私は独断でこのドームの取り壊しを中止させ、予算を返上した。

（竹重貞蔵「49年前を回顧して 広島市の戦災復興都市計画の構想」『広島市戦災復興事業誌』）



広島復興都市計画街路網公園配置図
広島市共済組合が1946（昭和21）年12月に発行した図面に、旧軍用地（1～57の番号部分）が書き込まれたもの。広い軍用地は復興に活用された。太田川放水路や百メートル道路の敷地内には多くの民家があり、立退き、建物移転が行われた。「都市計画委員会議一件」。

四 農地改革と教育改革

農地改革は戦後民主化の柱だった。

当初の農地改革は徹底できず、自作農創設特別措置法（一九四六（昭和二二）年法律第四三号）によって地主の持てる面積が狭められ、その小作地が国に買収され小作人に安く売り渡された。

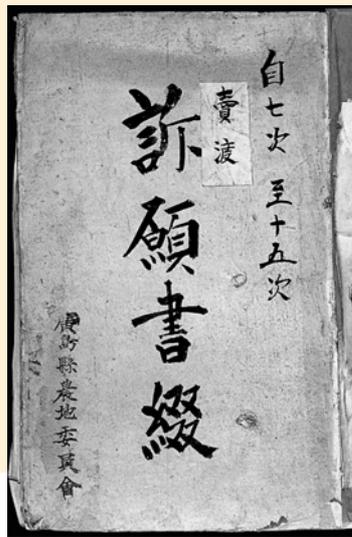
広島県の小作地率は、農地改革前同年の三二・二％から四年後の一〇・一％へと大きく減少した。

広島県における地主保有面積の限度は五反歩（五〇アール）で全国最低。また、人口密度が高い割に一戸当たり耕作面積が全国平均の半分（四・八反）しかなく、水田の七割以上が階段式だった。そのため、耕地をめぐる争いは激しく、一九五一（昭和二六）年三月末で、地主による小作地引上げ要求一万五五三七件、買収・売渡に対する異議申立て八六三九件、訴願五一二件に及んだ。

農地改革を主に担当したのは、県農地委員会（会長知事、小作一〇、地主六、自作四、中立五、市町村農地委員互選）と市町村農地委員会（小作五、地主三、自作二と中立委員三）である。市町村農地委員会が買収・売渡計画を立て、県農地委員会が承認した。まだ地主の力が強く、運営に問題のある市町村農地委員会は解散命令が知事名で出された。

県の担当機関は、農地課（のち農地開拓課）である。農地課内に委員会係（の

ち調整係）があり、農地委員会の文書や訴願関係文書は農地課及び農地開拓課の文書として残された（行政文書一八冊）。農地改革はさまざまな利害が衝突し、県職員にとっても困難な作業であった。加えて、改革の経過について、広島軍政部の厳しい点検をうけた。



「売渡訴願書綴」
1948（昭和23）年。

其不服の要点
一、現下の高物価時代に殆ど無償にも等しい代償で取上げる吾等の如き小地主に類する専業農家で他に確たる生活の基礎を有しないものは今回の処置で直接死刑を宣告されるに依り、吾等は悲しくて日々の生活をしていく事が出来ない。

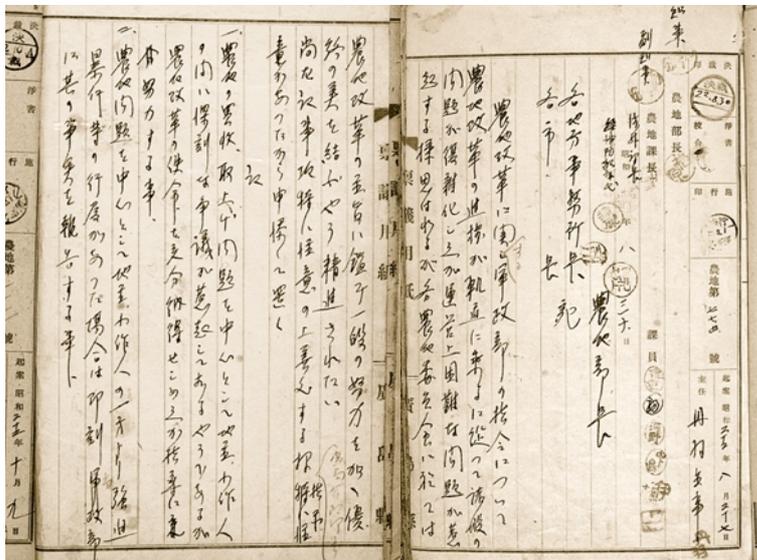
現下の高物価時代に殆ど無償にも等しい代償で取上げる吾等の如き小地主に類する専業農家で他に確たる生活の基礎を有しないものは今回の処置で直接死刑を宣告されてきてじりじりと殺されるも同然である。吾等は悲しくて日々の生活をしていく事が出来ない。

未開墾地開放の督励について
広島県は耕地が狭く移民県で引揚者も多い。未墾地開拓で経営規模の拡大と引揚者入植を図った。「県農地委員会議案綴」1948（昭和23）年。



買収計画に対する異議申立て
1947（昭和22）年9月、沼隈郡西村の農民が9反5畝余の小作地取り上げに対して異議を申し立てたが、県農地委員会で調査の結果、棄却された。上は不服の要点を記した部分。「第三次訴願書綴」。

農地改革に関する軍政部の指令について
農地部長から各地方事務所や市への通達。広島軍政部の指示として地主・小作人間の争議の指導と強迫暴行行為の報告という二つが見える。「例規通牒綴」1947（昭和22）年。



「農地改革進行状況」
1948（昭和23）年。市町村農地委員会は進行状況月報を県に送付した。

五 生産県構想と高度経済成長

一九五一（昭和二六）年一月、大原博夫新知事が掲げた「消費県から生産県へ」という構想は戦後広島県の一つの転機となった。

広島県は長い間軍需産業に依存してきた。戦災でそれらが破壊され、平和産業への切換えができず、県民所得は全国平均の七八・二％にすぎなかった。これを打開し、全国水準を超える県民所得を獲得するというのが生産県構想だった。大原知事は次のように記している。

「中国地方は電気に乏しく、又本県は沿岸に工業地としての平地が少ない。一体に平野がないために農地が狭小でほとんど小農である。」（大原知事一九五五（昭和三〇）年一〇月「終戦後一〇年を迎えての県政の抱負」草稿）

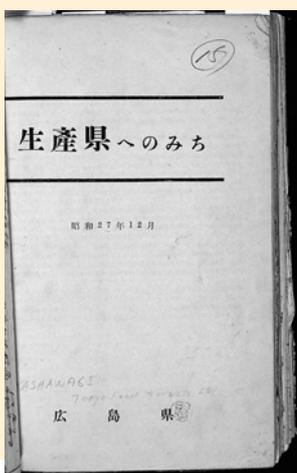
そのため、①農林水産業の振興②商工業の振興③交通網の整備強化④治山治水の確立を大きな柱に、臨海工業地帯の造成や電源開発に重点を置いた。これにより「将来日本の工業は瀬戸内海沿岸に集中するのではないか。沿岸に企業が集中発展する場合には自ら農産物集散の市場が出来る。本県のような小農業であっても初めて農林振興ができるのではないか。」と語っている（同前草稿）。

一九五二（昭和二七）年度からの五カ年計画で生産県構想は実績をあげたが、財政困難のため、一九五八（昭和三三）

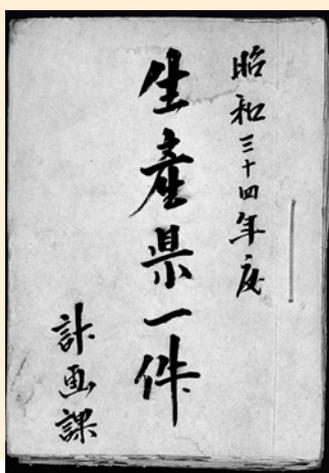
年度まで二カ年計画を延長した。結果、県民所得水準はほぼ全国平均に達した。

その後「生産県構想第二次計画」が、一九五九（昭和三四）年からの四カ年計画として開始された。「臨海工業地帯の造成」が第一の重点施策であり、そのための工業用地、工業用水、電力等の立地条件整備が重要視された。一九六一（昭和三六）年一〇月の日本鋼管福山誘致は臨海工業地帯造成の象徴であった。

生産県構想に関する記録は、再選別行政文書では八課一三冊、企画課の長期保存文書では一〇冊がある。生産県構想を立案し実績をまとめたのは知事直属の企画室（のち企画広報課）で、各課は各年度の実績報告書と次年度の事業計画を企画室に提出した。そのため各課と企画課に文書が残された。



生産県へのみち
1952（昭和27）年。県民所得という目標のわかりやすさ、統計学を駆使した科学的根拠が特徴。



生産県一件
1959（昭和34）年。生産県構想第二次計画が知事特命で命じられた。臨海工業地帯開発が重視された。

時代の証言—生産県構想と統計課—

生産県構想の時、統計を一つの糸口にして、理論づけ、体系づけができた。統計課が大変な努力をして、統計を整備し、単なる統計学だけでなく、推計学を取り入れ、科学的な行政計画を立案していこうとした。それを企画室が全面的に取り入れ「生産県へのみち」を作った。（廣安省三、当時企画室）

大山寅正統計課長は「翠会」（みどり会、県庁と大学の間に翠町があり命名）という団体を作って広大な統計学の先生や元満鉄調査部の人達に入ってもらい県庁外部の統計知識と県庁を結びつけた。この会を通じて中国新聞編集委員の森脇幸次さんも知事とつながっていった。

統計を通じて県政・知事と専門家を結びつけるネットワークを作ったのが大山課長でした。（石国直治、当時統計課）



大原博夫知事
1951（昭和26）年1月就任
1962（昭和37）年4月辞任
「県民の慈父」といわれ、生産県構想を推進した。



日本鋼管福山製鉄所の初荷 東洋工業への納品。走っているのは三原付近。



福山臨海工業地帯整備事業
写真は埋立地造成途中。1961（昭和36）年から1965（昭和40）年まで約120億円の事業予算で行われた。

生産具構想の後、広島県の高高度経済成長を引っ張ったのは、臨海工業用地造成と企業誘致だった。

一九六二（昭和三七）年、後任の永野巖雄知事は、全国総合開発計画（同年一〇月閣議決定、都市過大化防止と地域格差の是正を図るための拠点開発を推進）をベースに「産業構造の高度化」「産價格差の是正」を目指した。しかし、福山箕島地区の土地造成や広島西港区の木材用地、中小企業団地の造成、七年かけて一九六九（昭和四四）年に完成した太田川東部工業用水など工業の基盤整備が続き、格差はむしろ開いた。

この結果一九六〇（昭和三五）年から一九六九（昭和四四）年にかけて、県内純生産の成長は年率一八・四％となり、全国平均一五・九％を大きく上回った。県内主要業種は輸送用機械、一般機械、化学、食料品、鉄鋼となり、重厚長大型の産業構造が定着した。

また福山市を中心にした備後地区工業整備特別地域は一九六三（昭和三八）年に指定され、一九六四（昭和三九）年からの第一次整備基本計画により、工業用地造成、工業用水、上下水道など産業都市の基盤整備が行われた。

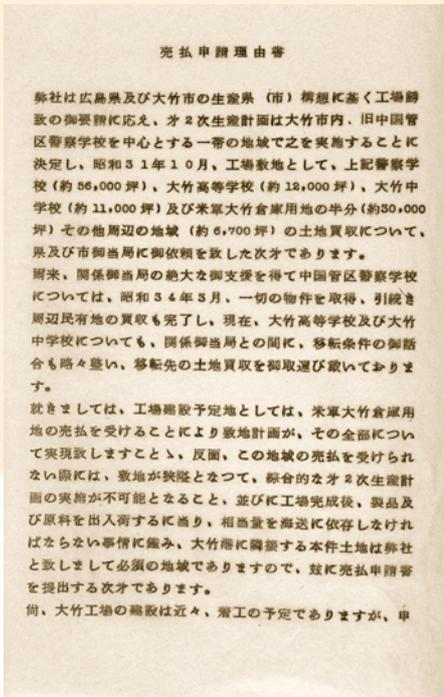
このほかに昭和三〇年代は大竹・呉を中心とする旧軍施設への企業誘致が積極的に行われた。三〇年代後半以降、広島市から呉市にかけて鉄鋼・造船・自動車等の重工業が急速に進展した。西部の大

竹市には三井石油化学工業の誘致が成功し石油コンビナートが生まれた（一九六一（昭和三六）年三月着工）。

企業誘致のために地元自治体が負担した経済的な負担は極めて大きかった。また、こうした工業生産を中心に据えた高度経済成長は、公害、都市問題、過疎といった人間存在をおびやかす深刻な問題をもたらすことになった。

高度経済成長期の臨海工業用地造成と企業誘致に関する行政文書は、一九六一（昭和三六）年以降の土地開発担当課（土地開発課→開発課→開発第一課第二課→開発課（二度目）→開発用地課→開発局）により作成された文書一三八冊が残されている。主な内容は、福山、大竹、広島港西部・東部などの臨海工業用地造成と賀茂の内陸工業団地造成、及び造成土地の管理と処分業務である。

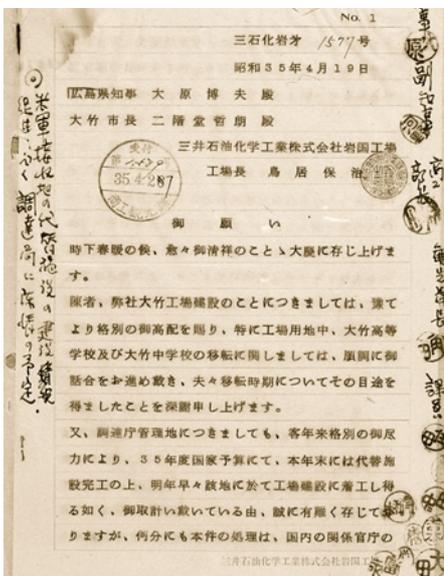
また、企業誘致は商工観光課（のち商工課）が担当しており、行政文書六冊が残っている。



米軍駐留軍大竹倉庫用地の売払申請理由書。生産具構想に基づく工場誘致の要請に応えてきた経緯と当該土地の重要性を述べている。出典同右。



三井石油化学工業工場位置図
中国管区警察学校や大竹高校、大竹中学を移転することで企業誘致が図られた。「企業誘致（三井石油化学大竹地区）」1960（昭和35）年



駐留軍移転にむけた県へのお願い
1960（昭和35）年「企業誘致（三井石油化学大竹地区）」。出典右上と同じ。



企業立地と工場適地図（広島湾地区）1967（昭和42）年。縦横に伸びているのは送電線で、斜線部は埋立予定地、着色部分は工場適地である。広島から呉に向けて太田川東部工業用水道がほぼ完成している。

六 公害と過疎問題

高度経済成長は農山漁村人口の都市への激しい流出をもたらした。薪炭からプロパンガスへの燃料革命により山村での生活は困難となった。家族で山を下り、都市へ移住するケースが増え、地域社会が崩壊した。

その動きを加速させたのが一九六三（昭和三八）年の豪雪だった。

一方、瀬戸内沿岸の都市地域には人口が集中し、住宅難、交通難、ごみ問題が生まれた。

公害は昭和二十年代後半から県内でも見られていた。工業の進展につれ、未処理の工場排水、家畜の汚水、し尿の内海投棄、家庭排水で、瀬戸内沿岸部の水質汚濁がひどくなった。

昭和三十年代後半からは大竹で石油化学コンビナートが操業を開始、呉では製鉄所が増設され、福山では日本鋼管第一号高炉が完成した。それに伴い、降下ばいじんやいおう酸化物による大気汚染が深刻化した。

県も対応を迫られ、一九六六（昭和四一）年には県議会で公害対策審議会の設置が決定された。審議会は一九六九（昭和四四）年に知事に最終答申を出し、同年広島県公害防止条例が制定された。組織においても一九六六（昭和四一）年企画室に公害係、翌年公害対策室が設置され、これは一九六九（昭和四四）年衛生

部の公害課となる。

また、一九七〇（昭和四五）年の公害対策基本法の改正など公害関係法の整備により、翌年、県も公害防止条例を一部改正した。「経済の調和条項」を削除し、水質汚濁の範囲の拡大等を行った。

一九七二（昭和四六）年には衛生部の公害課が独立して公害対策局ができ、商工部工業技術課に公害防止技術係が設置され、衛生研究所に公害研究所が置かれた。公害への組織的な対応が可能になり、公害苦情は飛躍的に増大した。

公害に関する記録は、さまざまな課に分散して残っている。公害の専門組織ができる前、つまり一九六五（昭和四〇）年以前は、公衆衛生課（環境整備係が環境関連の公害を処理、文書九冊）、商工課（企業係が工場から発生する公害を処理、文書一二冊）、企画室（防災係が水質保全と公害の連絡調整を処理、文書三冊）が個別に公害に対応し文書が作成された。専門組織が設置されて以後は、公害対策室作成の一一冊、公害課作成の二冊が残されている。

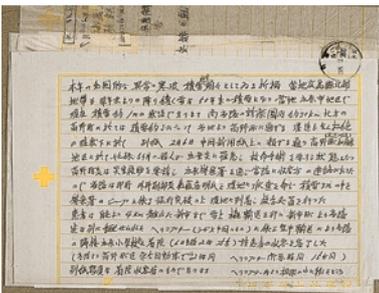
時代の証言—挙家離村—

この集落（比婆郡高野町俵原）の水田は全部で6.5ヘクタール。（中略）それでも25、6年の、まだ炭焼きが盛んなころは20数戸もあった。原木は年々少なくなる。数年前までは、さらい山（残った雑木にたよること）で12、3戸ががんばった。そこへ追い打ちをかけたのは38年1月の豪雪。2メートルを越える大雪で1ヶ月も孤立。山仕事を奪われたうえ、炭ガマは無残に穴があいた。（『西中国山地』（上）中国新聞社編1967（昭42）より）



◀「公害に関する綴」
1955（昭和30）年昭和二十年後半から30年代前半にかけて公衆衛生課が関わった公害の内容が記されている。

▶公害対策審議会
設立起案文書と背表紙
1966（昭和42）年「公害対策審議会」。



ヘリコプターによる患者急送（下）とその報告書（上）
1963（昭和38）年の豪雪で山村が孤立、虫垂炎になった高野町の妊婦を救出する自衛隊ヘリコプターと庄原赤十字病院の医師看護婦。「災害救助」。



大竹市で工場立ち入り検査を行う公害研究所員

七 原爆二五年

第五福竜丸事件をきっかけに被爆者援護の世論と運動は高まり、一九五七（昭和三二）年三月、「原子爆弾被爆者の医療に関する法律」（原爆被爆者医療法）が成立する。これにより、被爆者健康手帳が交付され、健康診断と医療給付が可能になった。しかし、原爆医療に給付が限定された。

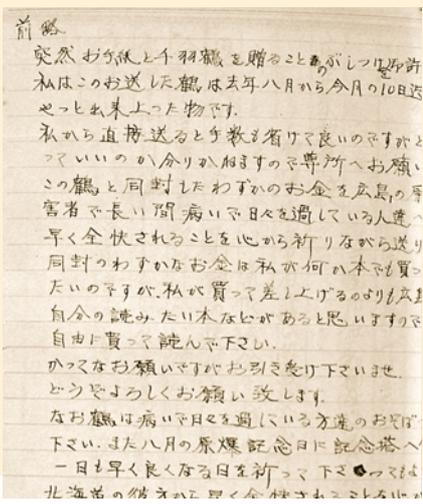
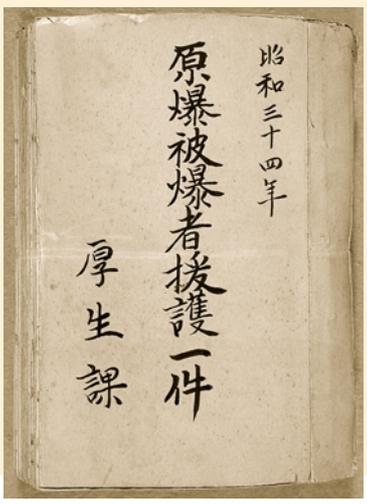
原爆死没者のうち、軍人等は恩給法を適用され、学徒動員、挺身隊、建物疎開要員等は準軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用された。適用数は約二万二〇〇〇人（一九五六年調査）に上った。

その後法改正で、特別被爆者制度が一九六〇（昭和三五）年に制定された。多量に放射能を浴びた特別被爆者は一般の病気にも医療給付されることになった。また、一九七四（昭和四九）年の改正で、全ての被爆者に医療給付が広がった。

原爆援護に関する広島県庁での業務は、当初民生労働部厚生課（のち社会課）で行われ、原爆被爆者医療法の成立以後、被爆者健康手帳の申請、交付、健康診断等の業務は衛生部予防課で行われた。廃棄文書から残された文書は四冊であるが、関連文書は、長期保存文書として数多く残されている。

駅前・基町など広島市内の河岸沿いは、敗戦直後からの木造住宅が密集し

「原爆スラム」といわれた。一九六六（昭和四一）年の住宅課調査で五四〇二戸。その二年前の調査で三一・二％が被爆者だったとされる。老朽化した木造住宅が集中していた基町地区は一九六八（昭和四三）年から再開発が着手された。他の木造住宅密集地区も、復興土地地区画整理事業や住宅地区改良事業等の対象となった。関連する行政文書が、住宅課及び計画課の文書として残されている。



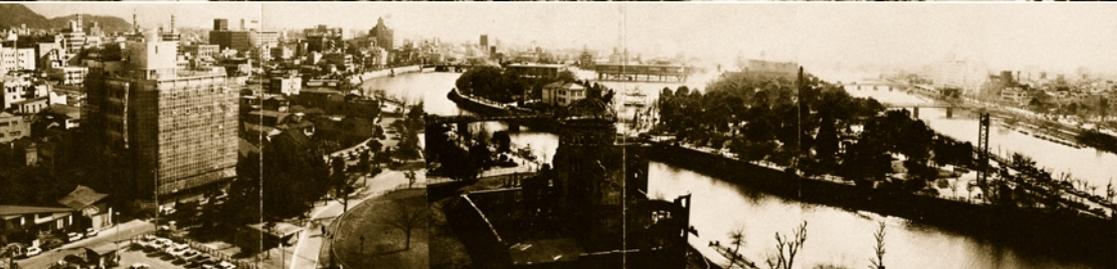
▲原爆被爆者援護一件と千羽鶴の寄贈依頼文（右）1959（昭和34）年。原爆障害者の援護立法成立にむけた陳情・試案，原爆障害者巡回相談の実施などが記されています。



◀映画「千羽鶴」ポスターと映画推薦文の起案文書 映画のエキストラとして広島市内の小中学生徒延べ2500人が参加。全国に反響を呼び、千羽鶴の寄贈を県庁が数多く取次いでいる。封切は1958（昭和33）年7月1日。「児童文化財推せん関係一件」。



原爆25年 1970（昭和45）年。



1945年と1970（昭和45）年の広島紙屋町から南東をのぞむ。

展示資料一覽

はじめに

- ・選別行政文書と再選別行政文書 当館蔵
- ・広島県庁 当館蔵
- ・広島県庁青銅製プレート 管財室 県庁蔵
- 1 庁舎・文書の疎開**
 - ・原爆投下前の県庁 原田貢氏提供
 - ・戦前期の安芸高等女学校校舎と校庭 安芸学園提供
 - ・校舎借上ニ関スル件通達「許可認可書類綴」 同上
 - ・広島県統計書及び勸業年報原本 当館蔵
 - ・大正2年「(退職者)人事記録」人事課 県庁蔵
- 2 被爆後の広島県行政**
 - ・原爆投下後の広島県知事告諭 当館蔵 巨春市文書
 - ・空襲被害等に関する広島県知事報告(第三報) 当館蔵 山岡彦人文書
 - ・終戦に関する詔書 当館蔵 巨春市文書
 - ・終戦に関する広島県知事告諭 当館蔵 巨春市文書
 - ・広島市空襲被害並びに対策措置に関する広島県知事報告 当館蔵 巨春市文書
 - ・竹内喜三郎 雑記帳 広島市公文書館蔵
 - ・竹内喜三郎日記 広島市公文書館蔵
 - ・「昭和二〇年進退通知簿」人事課 県庁蔵
 - ・「昭和二〇年八月二一日現在職員動静表」人事課 県庁蔵
 - ・原爆投下前の東警察署(旧芸備銀行下柳町支店) 当館蔵
 - ・県庁として使用された東洋工業本館 マツダ(株)提供
 - ・霞町旧広島陸軍兵器補給廠倉庫 当館蔵 坊敏之資料
 - ・高野源進知事肖像 中国新聞社提供
 - ・新築時の広島県庁 当館蔵 坊敏之資料
 - ・広島県庁落成式資料 当館蔵 坊敏之資料
 - ・「広島県庁舎設計要領」管繕課 当館蔵
- 3 引揚げ・占領・復興**
 - ・「引揚げ一件綴」 当館蔵 天野卓郎資料
 - ・連合軍進駐地付近住民ノ心得 当館蔵 山岡彦人文書
 - ・記録復帰に関する通達「進駐軍一件」内政課 県庁蔵
 - ・国連軍兵士の不法行為報告「進駐軍事故見舞金関係綴」外事課当館蔵
 - ・「進駐軍による事故のため被害を受けた者に対する見舞金支給一件」外事課 当館蔵
 - ・「労務者名簿」呉渉外労務管理事務所 当館蔵
 - ・「北京引揚者名簿」広島県引揚同胞更生会 当館蔵
 - ・「引揚者在外実調査書」広島県引揚同胞更生会 当館蔵
 - ・「戦犯容疑者、証人参考人等の旅費一件」渉外課 当館蔵
 - ・「国連軍離職対策一件綴」外事課 当館蔵
 - ・引揚者の消毒風景 「援護局史」
 - ・第四〇回都市計画広島地方委員回議事速記録の竹重貞蔵発言部分「都市計画審議会議事録」 広島県庁蔵
 - ・広島復興都市街路網公園配置図「都市計画委員会議一件」広島県庁蔵
 - ・強制建物疎開跡地「疎開跡地処理一件」計画課 当館蔵
 - ・広島特別都市計画事業区域図「土地区画整理一件」計画課 当館蔵
 - ・昭和25、26年の百米道路の土地区画整理事業写真 中国新聞社提供
- 4 農地改革と教育改革**
 - ・「売渡訴願書綴」農地課 当館蔵
 - ・「第3次買取訴願書」農地課 当館蔵
 - ・農地改革ニ関スル軍政部ノ指令について「例規通牒綴」農地開拓課 当館蔵
 - ・未開墾地開放の督励について「県農地委員会議案綴」農地開拓課 当館蔵
 - ・買取計画に対する異議申立て「第三次訴願書綴」農地課 当館蔵
 - ・「農地改革進行状況」農地開拓課 当館蔵
 - ・広島総合大学設立資金募集日本野球公式試合ポスター「国立広島総合大学設立資金募集一件」広大会期成同盟会 当館蔵
 - ・大蔵省野球くじポスター他「広大会期成一件」広大会期成同盟会 当館蔵
 - ・広島おどり特別公演パンフレット「国立広島総合大学」 広大会期成同盟会 当館蔵
 - ・広島教育宝くじ抽せん会プログラム「広大会期成一件」広大会期成同盟会 当館蔵

- ・広島教育宝くじの発行について「広大会期成一件」広大会期成同盟会 当館蔵
- ・広島総合大学設立一件「国立広島総合大学設立一件」広大会期成同盟会 当館蔵
- ・クロワード大佐勸告文「高校再編成一件」 当館蔵 天野卓郎資料
- ・中等学校再編成について「高校再編成一件」 当館蔵 天野卓郎資料
- ・「再編成に際しての教育長談」「高校再編成一件」 当館蔵 天野卓郎資料
- ・雨漏りの第6中学(現江波中)教室 中国新聞社提供
- 5 生産県構想から高度経済成長へ**
 - ・「生産県へのみち」企画室 当館蔵
 - ・「生産県一件」計画課 当館蔵
 - ・「生産県民運動実践事例集」第1集 当館蔵
 - ・大原博夫知事肖像 「大原博夫伝」
 - ・「芸北地域特定開発一件」 当館蔵
 - ・福山臨海工業地帯埋立地造成 当館蔵
 - ・日本鋼管設備配置図「福山臨海工業地帯整備概要」依茂氏提供
 - ・「広島県の特産」特産品地図と備後餅、製針工場等 当館蔵
 - ・東洋工業R360クーペ完成記念 マツダ(株)提供
 - ・日本鋼管誘致に関する協定書、確認書等「臨海工業用地造成(福山港関係)」開発課 当館蔵
 - ・「統計の泉」 No.1・No.30・No.42 当館蔵
 - ・日本鋼管初出荷 写真 日本鋼管提供
 - ・売払申請理由書と駐留軍移転に向けたお願い「企業誘致(三井石油化学大竹地区)」商工観光課 当館蔵
 - ・三井石油化学工場位置図「企業誘致(三井石油化学大竹地区)」商工観光課 当館蔵
 - ・企業立地と工場適地図 商工課 当館蔵
- 6 公害と過疎問題**
 - ・「災害救助法適用一件」企画室 当館蔵
 - ・ヘリコプターによる患者急送とその報告書「災害救助」医務課 当館蔵。
 - ・豪雪地帯の指定について広島県の陳情書、及び38豪雪の積雪量「特定地帯対策(豪雪地帯対策)」企画室 当館蔵
 - ・過疎地域における拳家離農の状態「山村振興(過疎問題)」地域開発課 当館蔵
 - ・昭和38年木炭生産合理化対策状況報告「薪炭(合理化対策)」林産課 当館蔵
 - ・苦情陳情処理件数昭和37年から42年まで「公害」企画室 当館蔵
 - ・「公害白書」「公害対策」「ごみと屎尿」広島県 当館蔵
 - ・公害防止計画策定地域概要図 当館蔵
 - ・公害対策審議会設立起案文書と背表紙「公害対策審議会」企画課 当館蔵
 - ・「公害に関する綴」公衆衛生課 当館蔵
 - ・大竹市で工場立ち入り検査を行う公害研究所員 「県政概要」
- 7 原爆25年**
 - ・映画「千羽鶴」ポスター及び推薦文・起案文「児童文化財推せん一件」児童課 当館蔵
 - ・「原爆被爆者援護一件」厚生課 当館蔵
 - ・千羽鶴寄贈文「原爆被爆者援護一件」厚生課 当館蔵
 - ・英国クリスマス島核実験通知文「出漁応答文書綴」 当館蔵
 - ・広島県会11月定例会議事速記録1950(昭30)年 当館蔵
 - ・「原爆25年」 当館蔵
 - ・原爆ドーム付近から南に見える広島「原爆25年」 当館蔵
 - ・大手町市庁舎付近の様子、麦畑と交通戦争 中国新聞社提供
 - ・老朽化木造住宅密集地区の調査報告「住宅地区改良」住宅課 当館蔵

期間中展示資料の入れ替え等を行うことがあります。

平成13年度収蔵文書展

広島戦後の記録 1945—1970

—復興から高度経済成長へ
広島県行政文書の紹介—

発行 平成13(2001)年10月22日
編集・発行 広島県立文書館(担当 数野文明)
〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47
TEL082-245-8444 FAX082-245-4541
印刷 柏村印刷株式会社